甲第１６６号証の１１

平成 30 年 2 月 2 日（金）

| メ　　モ | 担当者 | 警部補 [redacted]<br>警部補 [redacted]<br>巡査長 [redacted] |
|---|---|---|

会社名・役職　経済産業省　上席安全保障貿易検査官
氏　　名 [redacted] 他２名
生 年 月 日

1　日時
平成 30 年 2 月 2 日午後 4 時 0 分から午後 5 時 0 分

2　場所
東京都千代田区霞が関 1 丁目 3 番 1 号
経済産業省本館 17 階 東 会議室内

3　聴取者
[redacted]

4　対応者
経済産業省　貿易経済協力局　貿易管理部　安全保障貿易検査官室（警察班）
上席安全保障貿易検査官 [redacted]
安全保障貿易検査官 [redacted]

5　聴取結果
○殺菌は定義が無いので、「滅菌」の証明ができない限り該当とは言えない。
○該当の条件としては、設計思想を根底に「CIP 機能、蒸気滅菌機能付き」等が予想される。

6　聴取内容
(1)滅菌、殺菌について
「殺菌」は曖昧で定義がない。有識者の意見として、特定の菌を殺滅できることをもって「殺菌」としているが、「個々の菌を殺菌できた」としても、生物兵器としてどの菌が使われるか分からないものを一括りに「殺菌できた」と言えるのか。
当省は現段階では、警察が「滅菌、殺菌」できるということを満たしていないと判断している。「殺菌」が曖昧なので「滅菌」を証明するべきであるが、警察は「滅菌」の実験をしていない。しかし、「殺菌」を捉えて[redacted]のように許可を得ている企業に対しては個人的に申し訳ないと思っている。（注:「殺菌が曖昧」については「乾熱における殺菌」のみが曖昧であり、熱水、薬液による殺菌までは否定していない可能性がある。）
(2)AG の原文「capable」について
「capable：（結果として）可能」と捉えるか、「Designed：できるよう作られた」

と捉えるかについては、「Designed」の方が METI 内での意見が多い。原文には「capable」と記載されていること、「結果的にできるのに」と言われれば、個人的には同意見である。当省としてどこかで分かりやすく線引きをしなければいけないところだと考えているが、大量破壊兵器の開発等に用いることができる「おそれ貨物」であっても規制リストに該当しないことから、転用できる物イコール該当とは限らない。

(3)実験について

警察は、法令(字面)だけを見て、規制を満たしていると考えており、有識者等も法令集に列挙されている菌等を殺滅することを「殺菌」と言っている。

対象器での実験により、100 度以上の乾熱が 2 時間以上維持できており、特定の菌が死んだことをもって「該当」と考えることについては分かった。

(4)ガイダンスの「クロスフローろ過用の装置」の QA では、滅菌までを求めている訳ではなく、熱水殺菌とか消毒(薬液殺菌)を含む旨が書かれている。噴霧乾燥器においてもこの「殺菌」を含む考え方を準用できるのではないかという質問に対して、AG 担当は「規制対象品の機材ごとに考え方は違う」という考え方である。これは、当省でこのような論調が多いということで決定事項ではない。管理課、審査課の中でも意見が割れており、今当省が言えるのは「機材が違うため」という答えのみ。

(5)経産省の回答なしでの令状請求を考えている事について

「殺菌」の定義がはっきりしていない状況下で、それを他の組織が「該当」と決めつけて強制捜査をするのはいかがなものか、という人もいる。

以前、[redacted]管理官が出席した打合せでは[redacted]補佐の個人的な意見として、「ガサまでは協力する可能性がある」として「該当する可能性を否定できない」等の回答が出せるかもしれないといった玉虫色の回答をしたが、決定事項ではないと伝えている。

また、警察が強制捜査を行った後に、当省が明確な理由を持って「非該当」の回答を出したらどうなるのか、お互いの関係を壊すのではないかという不安がある。

該非の回答は、通常は「該当する」、「該当すると思われる」、「該当する可能性は否定できない」、「非該当」等であるが、「該当する可能性は否定できない」というレベルの回答を出したとして、令状は下りるのかと[redacted]補佐が気にしていた。

(6)AG の会議の内容をよく知っているであろう[redacted]や、[redacted]からの聴取依頼については、上司に確認してみる。(と言っていたが、この 2 名については METI 側で既に聴取済みで特段新しい情報はなく、厳しい表情であった。)

AG では、何かを決める訳でも何かが決まったと言う訳でもなく、デンマークの質問に対して各国のコメントを募集し、スイスとアメリカがコメントをしたのみ。スイスは「ハ」の基準がユースフル(有効、効果がある)、アメリカは①蒸気滅菌のもの、CIP 機能付きのものは確実に該当②サードパーティーシップ(附属技術)で「滅菌、殺菌」をするものも該当か③他の非該当品、この 3 つに分かれる、と回答をし、日本はコメントを出していない。

(7)「水分蒸発量、粒子径のみで該非を判定する」として、「滅菌、殺菌は全ての機材ができるものとみなす」とも読み取れる[redacted]のメールについては、そういった意味では無いと思うが、再度[redacted]に確認してみる。